

雪の降る季節が
やってきました

通しやすい冬道となるよう 皆様のご協力をお願いします

▶問い合わせ
土木・公園グループ (☎03 260)

市は、限られた台数の除雪機械で速やかに交通を確保するため、道に積もった雪を道路の両脇にかき分けて除雪しています。

皆さん一人ひとりのご協力で除雪効率が大きく上がりますので、ご理解とご協力をお願いします。

⑤ 滑り止め用の砂の散布にご協力を



急な坂道には、滑り止め用の砂箱を設置しています。散布にご協力をお願いします。

① 間口の雪処理にご協力を

道路を除雪した後に玄関前や車庫前にたまった雪は、道路に出さず、道路の脇や各家庭の敷地内で処理をお願いします。



④ 除雪車には近づかないでください

除雪作業中は大変危険です。作業は安全第一で行っていますが、事故防止のため、除雪車には近づかないでください。



除雪のための 5つの お願い

② 道路への雪出しはやめましょう

家庭敷地内などの雪を道路へ出すと、道幅が狭くなる、わだちがでやすくなるなど、交通事故や交通障害をまねく原因になります。

また、道路への『雪出し』は法律で禁止されています。



③ 路上駐車はしないでください

路上駐車があると除雪作業ができなくなる場合があります、周囲に迷惑が掛かります。



Q 除雪出動基準の『おおむね降雪量15センチ』は、どのように確認しているのですか。
A 消防署や各消防支署、各支所などから情報を収集するほか、パトロールを行って出動を判断します。

Q 玄関や車庫前の雪の処理をどうしますか。
A 玄関や車庫前の雪の処理には多くの時間や費用を要するため、市ではこれらの雪の処理はしていません。降雪量や降雪状況により、どうしても一部の雪などが玄関や車庫前に置き去りになりますが、皆様のご協力をお願いします。

Q 除雪後の路面が滑るので、なんとかしていただきませんか。
A 幹線道路などについては、路面状況などを見ながら、交通障害が予測される場合には凍結防止剤を散布します。また、生活道路については、坂道などに砂箱を設置していますので、必要時には皆さんで散布をお願いします。

除雪の疑問Q&A